

君が、いるから



兵庫県マスコット はばタン

兵庫県・公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

は じ め に

兵庫県では、「21世紀兵庫長期ビジョンー2040年への協働戦略ー」を策定し、「創造と共生の舞台・兵庫」を目標とした将来像を描く中で、人と人とのつながりで自立と安心を育む社会の実現をめざしています。

そのためには、「共生の心」を培う人権意識の高揚を図り、県民一人ひとりが、相手の気持ちや立場を理解し思いやる感性を磨いていくことが大切です。そこで、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざす「人権文化を進める県民運動」を展開し、人権尊重の視点に立ったさまざまな施策に取り組んでいます。

本年度のビデオ作品『君が、いるから』のテーマは、「子ども・若者の人権」ー幸せにつながる社会をめざしてーです。

国では「子ども・若者育成支援推進法」や「いじめ防止対策推進法」が施行され、すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、またすべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるよう「子ども・子育て支援新制度」が開始されるなど、様々な取組が進められています。

しかしながら、「いじめ」の重大事案は依然として発生しており、家庭内における児童虐待の事案も増加しています。これらは子どもが被害者であり、中には死に至る深刻なケースも生じるなど、大きな社会問題となっています。またその性質上、周囲の目に付きにくいところで起こり、被害者である子どもは身近な人に相談することをためらうことが多いことから、重大な結果に至って初めて表面化するという例が少なくありません。

子ども・若者の中には、学校や職場などの集団の中で人間関係がうまく築けなかったり、維持できなかったりしたことをきっかけとして、不登校やひきこもりなどの状況にある者や、目立った困難を抱えているようには見えないが、周囲との十分なコミュニケーションが取れず孤立し、または心を開いて悩みなどを相談できる相手がいないといった状況にある者もいます。彼らは、自分ひとりで悩みを抱え込む状況が続くことにより、さらに様々な問題を複合的に抱えた状態に陥ることが懸念されます。

私たち大人は、人生のあらゆる場面において、常に他者とながら、助け合って生きています。子ども・若者も同様に他者とながら助け合う中で、一人の人間として最大限に尊重されなければなりません。

この作品が、ご覧になった方々にとって、子ども・若者がひとりで問題を抱え込み困難な状態に陥らないよう、普段から家庭の他にも、子ども・若者が安心できる居場所をつくることの大切さについて考え、学校・家庭・地域等での人との関わりによって、子ども・若者が支え合って生きていくために、私たち一人ひとりができることは何かについて考える機会になることを願っています。

平成30年12月

目 次

はじめに

1 制作のねらい	1
2 登場人物	1
3 主な場面とセリフ・学習で扱うポイント	2
4 学習会を開催するにあたって	
(1) 学習会全体の流れ	8
(2) 学習展開例	9
(3) ワークシート	10
(4) 解説「子ども・若者の人権について」	12
1 国や県の動向	
2 子どもや若者等の状況	
3 児童虐待等に関する相談機関について	

活用ガイドについて

本書は、人権啓発担当者等が人権啓発ビデオ「君が、いるから」を用いて人権啓発研修を企画・運営し、効果的に進めるための手引きとして作成したものです。

様々な場面で活用され、充実した研修になることを願っています。

1 制作のねらい

作品のテーマは、「子ども・若者の人権」です。

子どもや若者は社会の希望であり、未来をつくる存在です。しかし、現実を顧みると、子どもや若者が被害者や加害者になる悲痛な事件が後を絶ちません。今この時も虐待やいじめなどにより人権を侵害され苦しんでいる子どもや若者が「すぐ隣り」にいることに、私たちは気づかなければなりません。

この作品は、母親からの心理的虐待に悩む若者「奏」^{かなで}が主人公です。生き方を制限され、自分が愛されていると感じることができず自己肯定感の低い彼女も、コンビニエンスストアを舞台とした「ほんの小さな冒険」をきっかけに少しずつ変わっていきます。彼女は、そこで出会う人々とのふれあいを通して、新たな価値観に気づいていきます。ともに心を通わせ、信頼することの先に「希望」と「幸せ」があることを奏の成長を通して描きます。

子どもや若者が社会的に成長し自立していくために、人と人との関わり支えあいながら希望の種をまいていく、そんな社会の実現をめざす人権啓発ドラマを制作します。

2 登場人物



みずこし かなで
水越 奏 (19)
予備校生。コンビニエンスストアのアルバイト店員。



なか い よし こ
中井 欣子 (78)
コンビニエンスストアの看板おばあちゃん。



ひ やま りょうへい
檜山 亮平 (23)
救急救命士。コンビニエンスストアの常連。



なか い もり お
中井 杜生 (55)
コンビニエンスストアのオーナー店長。欣子の息子。



おくむら ゆう な
奥村 優奈 (25)
コンビニエンスストアの客。夫からDVを受けている。



おくむら まりん
奥村 真凜 (5)
優奈の娘。保育園に通っていたが休みがちに。



みずこし
水越 ゆかり (46)
奏の母。夫との不仲もあり奏に執着。自分の考えを押し付ける。



たけだ けんぞう
武田 謙三 (78)
コンビニエンスストアの客。民生委員・児童委員。元中学校教諭。



ジェイ・サントス (24)
コンビニエンスストアのアルバイト。フィリピン人留学生。



3 主な場面とセリフ・学習で扱うポイント

1 コンビニエンスストア・店前（7月下旬）

ゆかり「奏！　今、どこにいるの！？」

奏　「小さい頃、コンビニに憧れていた。大人になったら、自分の好きな物を自分で買うのだと」



2 水越家・リビングダイニング

ゆかり「もう、遅くなる時は連絡するって約束でしょ。ママを心配させないで」

奏　「ごめん」

ゆかり「何してたの？」

奏　「自習室」

ゆかり「本当？　寄り道したり、遊んだりしてないでしょうね。もう失敗は許されないのよ、大学入試。わかってる？」

奏　「わかってる」

ゆかり「わかってない！　わかってないから肝心のところで失敗するのよ！　心が弱いの！」

奏　「……」

ゆかり「奏。あなたのために言ってるのよ」

奏　「…うん」

ゆかり「だから、精一杯頑張って。①ママも頑張るから」



3 水越家・奏の部屋（深夜）

（奏が机に向かい勉強中）

奏　「私は精一杯頑張ってきた。ずっとずっと…」

（リビングの方から、言い争う声が聞こえる。）

徹　「だから、仕事だって言ってるだろ」

ゆかり「毎日酔っぱらって午前様。そんなにこの家がイヤなら、無理に帰って来なくていいから」



徹　「何い。ここは俺が働いて建てた家だぞ！」

4 コンビニエンスストア・表（数日後）

（周囲を気にしながら、ゴールバーをなめている奏。）

欣子「お嬢さん、アルバイトしない？」

奏　「（たじろぎ）あの…私…予備校生なので…」

欣子「今日一日手伝ってくれるだけでもいいんだよ」

奏　「…ごめんなさい」

欣子「お！　当たり」

奏　「あ…！」

欣子「あんたついてるねえ。もう一本もらえよ」

奏　「あの…今日だけでもいいんですか？」



5 コンビニエンスストア・店内

杜生「ごめんね。おふくろ、強引でさあ」

杜生「（元気よく）いらっしゃいませ」

奏　「いらっしゃいませ」

奏　「ほんの小さな冒険のつもりだった」



6 コンビニエンスストア・店内・時間経過

女性客「これ、（消費期限）いつまで…？…」

女性客「あ～、見えない」

奏　「あの…ちょっと失礼していいですか。あの…消費期限は…8月1日です」

女性客「ありがとう！」



7 コンビニエンスストア・バックヤード

欣子 「はい、これ、3時間分」

奏 「(受け取り) あ！」

欣子 「お疲れさま。
ありがとね」

欣子 「良かったら、
また手伝って
もらえない」

奏 「…いいんです
か？ 私で」

欣子 「あんたがいいんだよ」



8 水越家・奏の部屋

ゆかり 「あら？ 奏？」

ゆかり 「あら、帰ってたの。ごはんできてるから早くいらっしやい」

奏 「うん」

9 コンビニエンスストア・バックヤード (1カ月後)

奏 「週に2回。3時間だけ。気がつくと、1ヶ月が過ぎていた。お客さんの顔も少し覚えた」

武田 「おう！」

奏 「欣子さんと同級生の武田さん」

奏 「いらっしやいませ」

武田 「いや～、いいね、さすがが
しいねえ。若い
笑顔は」

欣子 「悪かったね、
毒々しくて」

武田 「大昔は可愛かったよ～」

亮平 「こんにちは～。(武田を見て) お！」

武田 「おう、青年。今日は非番か？」

亮平 「おっちゃん、また昼間っから酒か？」

武田 「(一緒に) どうだ？ たまには」

亮平 「飲まねえよー。知ってるだろ。俺はそれよりも…」

亮平 「よし、今日こそ、当ててやるぞ」

奏 「近くの消防署に務める亮平さんは、ゴルフバーばかり買いに来る」

奏 「私は今まで家と学校しか知らなかった。でも、コンビニエンスストアには、いろんな人が来る」



10 コンビニエンスストア・時間経過

優奈 「(イライラと)
真凜。何やってんの。お菓子は買わないっていったでしょ」

優奈 「勝手に触ったから落ちたんだろ」

奏 「あの…大丈夫です」

優奈 「謝んなさい。…謝れ！」

奏 「(思わず) ごめんなさい。拾いますから」

優奈 「なに！ イヤミ？」

優奈 「なんでわかんないのよ！ あんたは！」

(奏、お菓子を拾おうとするが、手が震えて呼吸が荒くなる。)



11 フラッシュ・幻覚

優奈 「真凜、何やってんの」

ゆかり 「奏、何やってるの」

優奈 「謝んなさい、真凜」

ゆかり 「謝りなさい、奏」

ゆかり 「あなたのためなのよ」

ゆかり 「わかってない！ 心が弱いから肝心のところで失敗するの！」

亮平 「奏さん」



12 コンビニエンスストア・バックヤード

亮平 「はいー奏さん、大丈夫だよ、すぐ楽になるからね。ゆっくり呼吸しながら、ちょっとここに座ろうか」

亮平 「じゃ、息を吸わずに2秒だけ止められるかな」

亮平 「じゃ。数えるよ。1、2、…はいゆっくりはいて」



13 川べりの道

奏 「スミマセンでした」
 亮平 「何が？」
 奏 「…迷惑かけて」
 亮平 「迷惑なんて。俺、救急救命士だから」
 奏 「救急救命士の試験って難しいんですね」
 亮平 「ま、俺の頭で受かったのは奇跡だな。でも、何か人を助ける仕事がしたくてさ」
 奏 「？」
 亮平 「俺さ、こう見えて昔、グレてたの。不良少年。中学の時に親が離婚してさ。学校でもいじめられて…」



14 コンビニエンスストア・裏 (回想・10年前・夏)

亮平 「『俺なんかいない方がいい』って荒れてた頃…」
 亮平 「くそ、あいつ」
 武田 「少年。今日は学校休みか？」
 亮平 「何すんだよ、じじい。返せよ」
 武田 「こっちの方がうまいぞ。奢ってやるよ」
 亮平 「いらねーよ。こんなもん」



15 コンビニエンスストア・裏 (回想・10年前・夏)

武田 「少年。見ない顔だけど、この辺の子か？」
 武田 「(棒をさし) あっ大当たり！」
 亮平 「あ！」
 武田 「よっしゃー。2本めはおっちゃん食べてやる」
 亮平 「は？」
 武田 「ん？いいか、幸せっていうのは分ちあってなんぼのもんだ。さあさあさあ、行こう」



16 川べりの道

奏 「だから、いつもゴールバーなんです」
 亮平 「俺にとっては縁起物なのよ。おっちゃんが声かけてくれて、欣子おばちゃんとも会えた。あの二人さ、②親でもないのに学校まで来てさ、先生と話したり、体育祭の応援に来たり、お節介にもほどがあるだろ」
 亮平 「あ、ごめん。自分の話ばかり」
 奏 「いえ…実は、私も…」
 亮平 「(奪うように見て) おおっ」
 奏 「初めて自分で買ったんです。私、母の許可がないと何もできなくて。友だちも進学先も、洋服も…」
 亮平 「「!? 反抗しようと思わなかったの?」」
 奏 「思いました。何度も…。イヤだって言いたいの、好かれよう、好かれようってして、何にも言えなくなっちゃう」
 亮平 「そっか。…俺で良かったら、聞くよ。話」
 奏 「いえ、…それに、家のことは他の人には話すなって、母が…」
 亮平 「でも、今、少し話せた」
 奏 「あ…」
 亮平 「ゴールバー効果だな、これも」



17 水越家・奏の部屋 (昼) (1カ月後)

ゆかり 「もう、片付けもできないんだから」
 ゆかり 「!?」



18 コンビニエンスストア・店内

奏 「！」
優奈 「真凛、行くよ」



19 喫茶店

亮平 「そっか。真凛ちゃん？ 笑ったんだ」
奏 「うん…」
亮平 「ん？」
奏 「あ…何でもない」
亮平 「奏ちゃん、子どもが好きなんだね。良いお母さんになりそう」
奏 「…無理。自分のこともちゃんとできないのに」
亮平 「『ちゃんと』しなくてもいいんじゃない？ あ、『良いお母さん』って言い方も、なんか違うか…」
奏 「『ちゃんと』か、そっか。いつも『ちゃんと』しなさい』って言われてるから、自分で自分に呪いかけてたかもしれない」
亮平 「呪いか〜。こえ〜な〜」
奏 「ママ…」
亮平 「お母さんだよ。まずかったかな」
亮平 「奏ちゃん」
奏 「亮平さん」
亮平 「大丈夫ゆっくり息はいて…」



20 水越家・リビングダイニング（夜）

ゆかり 「いつから？」
奏 「(ビクン)」
ゆかり 「いつから、ママを騙してたの!？」
ゆかり 「あなた、受験生よね。何でこんなことしてるの!」
奏 「(怯えて答えられない)」
ゆかり 「あの男! あの男に騙されてるのね!」
奏 「違う」



ゆかり 「じゃ、何? どういうことなの?」
ゆかり 「ほら、答えられない。だいたい、あなたみたいな子どもに仕事なんてできるわけない。ママが辞めさせてあげる」
奏 「止めて!」
ゆかり 「ママ、絶対に許さないから!」
奏 「無理。もう無理。^③ママの思いどおりになんか生きられない」
ゆかり 「裏切り者! 今まで私がどれだけ我慢してきたか。全部あなたのためよ。こんな思いをするくらいなら、あなたなんて生まなきゃ良かった」

21 コンビニエンスストア・店内

欣子 「いらっしゃい!」
欣子 「!？」



22 コンビニエンスストア・バックヤード

欣子 「はい」
奏 「辞めさせるって…」
欣子 「？」
奏 「ここでバイトしてたことが母にばれて」
欣子 「あんた言ってなかったの?」
奏 「…私、働きたかったんです。ここで」
奏 「^④私、いてもいいんですよ」
欣子 「あんたは良くやってるよ」
奏 「母が、『あんたなんか生まなきゃ良かった』って」
欣子 「辛かっただろうね。帰りたくなかったら、いればいいんだよ」



23 コンビニエンスストア・表

奏 「…どうしてもダメだったらまた戻ってきます」

欣子 「ああ。うちは24時間営業だからね」

24 水越家・リビングダイニング

奏 「ママ」

奏 「ママ、私、やっぱり！バイト辞めたくない」



25 コンビニエンスストア・店内（数日後）

奏 「いらっしゃいませ」

奏 「真凛ちゃん…だよね」

奏 「お弁当は…買えないかな！お母さんは？」



26 コンビニエンスストア・バックヤード

欣子 「虐待？」

奏 「前に来た時よりやせてるし、お風呂にも入ってないみたいなんです。それに、あんな小さい子が一人でコンビニなんて…」



「大げさだよ。子どもが一人で買い物に来たくらいで」

杜生 「武田さんに相談してみたら？あの人、民生委員だし」

欣子 「(何か思い出し) あ！そうだ」

杜生 「(何か思い出し) あ！そうだ」

欣子 「何してるんだ？」

杜生 「研修で聞いたんだよ。児童虐待じゃないかと思ったら、こども家庭センターに電話しろって。何番だっけな」

欣子 「もう、覚えが悪いね。ちょっと」

杜生 「(つい大きな声で) うるさい！ 余計わかんなくなるだろうよ」

奏 「(気づいて) 真凛ちゃん」

27 道路

奏 「真凛ちゃん、待って！真凛ちゃん」

奏 「痛っ」

奏 「驚かせてごめんね。私は水越奏。真凛ちゃんと友達になりたい」

奏 「約束する。私は、真凛ちゃんをいじめない」
真凛 「(不安げに) ママ、いじめない？」



奏 「(引っかかるが) うん。いじめない」

真凛 「お姉ちゃん、助けて！」

28 アパート・室内

奏 「お邪魔します」

奏 「！」

真凛 「ママ、ママ」

奏 「大丈夫ですか？」

奏 「ママ、どうしたの？」

真凛 「…パパが…」

奏 「！」

奏 「救急車」

優奈 「放っというて！」

奏 「⑥放っとけないです！ 真凛ちゃんと約束したんです。ママを助けるって」



29 アパート・室内

亮平 「(驚き) 奏ちゃん」

奏 「(驚き) 亮平さん！？」



30 コンビニエンスストア・表（数日後）

（「児童虐待防止」関連のポスターを店頭に貼っている。）

杜生 「イチ・ハヤク…か」



31 川沿いの道

武田 「真凜ちゃんは、こども家庭センターに一時保護されたよ。お母さんは、しばらく入院するそう。離婚を決意したって」

欣子 「そう」

武田 「暴力を受け続けると、心まで壊れるからね。よっぽど追いつめられてたんだろうな」



欣子 「一人で悩んでたんだねえ」

奏 「私、気づいてたのに。もっと早く声をかけてあげれば」

武田 「でもね、奏ちゃんは手を差しのべたじゃないか」

亮平 「そうだよ」

武田 「実はね、前にも近所から連絡があったんだ。怒鳴り声や悲鳴が聞こえるって」

亮平 「周りも気づいてたんだ」

武田 「ああ。それであの家を訪ねてみたんだが、彼女は夫からの暴力を認めなかったんだよ。⑥こども家庭センターが訪問したときには、ドアも開けなかったそう」

奏 「……」

武田 「密室だったあの家の扉を開けたのは、奏ちゃん、あんただよ」



奏 「いや、私はただ夢中で…」

武田 「ああ、これをね、預かった」

奏 「あ…」

真凜 「お姉ちゃん、ありがとう。まりん」

奏 「真凜ちゃん…」

欣子 「奏ちゃん。あんた、大したもんだよ」

奏 「そんなこと（ない）」

欣子 「こんな時ぐらい、自分をほめてやんなさい」

32 水越家近くの道

奏 「私、⑦自分を助けたかったのかも」

亮平 「？」

奏 「小さい頃、誰かが助けてくれるのを待ってた」

亮平 「だから、真凜ちゃんの気持ちがあった」

奏 「ような気がした…かな。真凜ちゃんと私は違うから」

亮平 「うん。みんな違う。親子でも」

奏 「私ね、子どもに関わる仕事がしたい」

亮平 「いいね」

奏 「だから、そういう学校に行きたい。反対されるかもしれないけど…行きたい」

亮平 「うん！ 俺、応援する」

奏 「ありがとう、じゃ」

（奏、決意を秘めて一人で自宅への道を上っていく。）

奏 「怖くないって言ったら、嘘になる。だけど…」

奏 「（呼びかけ）ねえ、ママ」



（終）

4 学習会を開催するにあたって

(1) 学習会全体の流れ

学習会を始める前に、計画や運営の面でどのようなことに注意していくとよいか、基本的な内容についてチェックしてみましょう。

【準備】

- ☐ **学習のねらいが**、はっきりしている。
- ☐ **学習内容**は、学習者が知りたいことである。
- ☐ **実施時期や時間、場所**は、学習者に無理のない設定である。
- ☐ **指導者や講師**は、ねらいや内容の点から適任である。
- ☐ **学習方法**は、講義や討論、ビデオ視聴など学習者や内容に合わせて決めている。
- ☐ **資料や機材等の確認**ができている。
- ☐ **前回の改善点**を生かしている。

効果的な学習会にするための最大のポイントは、ねらいの明確さです。学習内容や指導者（講師）選択は、しっかりとしたねらいに沿って決める必要があります。また、事前に指導者（講師）と打合せを行い、担当者の考えを伝えておきます。話し合いをする場合、身近で、だれもが知りたいと感じているテーマを扱うことで、意見が活発に交換され、充実した気づきの場となります。

【実施】

- ☐ **円滑な進行**をめざして、シナリオ（進行手順）を作成するなど工夫している。
- ☐ **ワークシート**を、学習者が考えを整理するための資料として活用している。
- ☐ **話しやすい雰囲気づくり**を心がけ、プライバシー厳守や他者を批判しないなど**話し合う際のルール**が共有できている。
- ☐ 実施中に学習者の様子を観察するなど、**評価の視点**を取り入れている。
- ☐ **アンケート**に、理解の程度や内容に関する項目、自由記述などを入れている。

学習会を成功させるには、全体の流れがイメージできていることが重要です。受付や挨拶、講演や討論の質疑応答などの時間配分も含めて、計画に沿って進めていきます。話し合いをする場合、学習者同士の関わりによって新たな気づきが生まれるので、学んだ効果を発表し合うなど、振り返りの機会を持つことが大切です。学習者が、「聞く」「見る」「話す」「作る」など、変化のある活動ができるように心がけます。

【実施後】

- ☐ アンケート結果を、**効果があった点と改善点とに分けてまとめ**、報告する。
- ☐ アンケート結果をもとに、**次回の学習会に向けた計画案**を作成する。



〈学習者の視点を大切に〉

◎学習者に新たな気づきがあったか。 ◎学んだことが日常生活につながっているか。

(2) 学習展開例

60 分の住民学習を想定しています。参加者の人数や使うことのできる時間によって、時間の割り振りや話し合う項目の数を調整し、無理のない学習を行いましょう。ワークシート 1 (P10) は、参加者がグループを作って学習を行う場合に、ワークシート 2 (P11) は、個人作業を中心に学習を行う場合に活用できるシートです。参加者の状況に応じて修正を加えながら、より学習に役立つものにしてください。※ 90 分以上の場合は、5 人程度の少人数によるグループワークを適宜取り入れて実施することをお勧めします。

学習のねらいと関連する下線部

- 1 子どもの頃に心に傷を負い、孤立し、困難を抱えている若者が、些細なきっかけから視野を広げ、多様な視点や価値観を認め、一人ひとりの生き方を尊重できるようになることについて考える。
 - ・P2① 「ママも頑張るから」(ゆかりの発言)について、あなたはどのように思いますか。 <ワークシート1>
 - ・P5③ 「ママの思いどおりになんか生きられない」(奏の発言)について考えてみましょう。 <ワークシート1>
 - ・P5④ 「私、いてもいいんですね」(奏の発言)について考えてみましょう。 <ワークシート1>
 - ・子ども・若者や家庭・地域の幸せにつながる社会とはどのようなものなのでしょうか。 <ワークシート2>
- 2 ライフステージの移行時や、それに伴う環境の変化で様々な問題に直面する子ども・若者が、家庭や学校・地域等における人とのつながりの中で、他者を信頼し、社会的な成長を遂げ自立していくことについて考える。
 - ・P4② 武田と欣子の亮平への対応について考えてみましょう。 <ワークシート1>
 - ・P7⑦ 「自分を助けたかったのかも」(奏の発言)について考えてみましょう。 <ワークシート1>
- 3 児童虐待やいじめ等の発生予防として、地域での子育て支援や子どもの育成への地域の関わりについて考える。
 - ・P6⑤ 「放っとけないです」(奏の発言)について考えてみましょう。 <ワークシート1>
 - ・P7⑥ 児童虐待等の発生を予防する社会に近づくために、どのような取組が必要でしょうか。 <ワークシート1>

学習活動		学習活動を支援するポイント	
1 開会 (4 分) ・学習のねらいと流れを知る		<始める前に> 学習活動4 (意見の交換) をグループで行う場合は、参加者の着席状況を見て、席の移動をお願いする。 ○すべての学習のねらいを扱うことはできないので、参加者に特に必要と思われるものを選択する。	
2 ビデオの視聴 (34 分)		○学習活動3 (ワークシートの記入) でどちらのワークシートの何番の問いを使うかを決め、事前に「主な場面とセリフ・学習で扱うポイント」(P2～7) を使い、注意して視聴するポイントを学習者に伝える。	
3 ワークシートの記入		【ワークシート1】	【ワークシート2】
【ワークシート1】 ・指定された問いを記入する (5 分)	【ワークシート2】 ・できるだけ具体的に記入する (10 分)	○ワークシートの問いをすべて扱うことは時間的にできないので、ビデオの視聴の前に伝えたポイントに該当する問いと、時間に余裕があれば扱いたい問いを記入してもらう。	○実際に身の周りの生活を振り返って、具体的な事例について考える作業になるので、見せ合ったりせず、じっくりと考えて記入してもらう。
4 意見の交換 ・グループでの話し合いの後、全体で意見を聞く (12 分)	・全体で話を聞く (7 分)	○グループでの話し合いの様子を見ながら、全体の前で意見を発表してもらうグループを選び、事前に発表者をお願いしておく。	○記入の際に、事前に発表者を数名お願いしておく。
5 まとめ (5 分)		○解説 (P12～P15) を使って、子ども・若者の人権についての基本的な説明や相談窓口等について説明する。	

(3) ワークシート

■ ■ ■ ワークシート 1 ■ ■ ■

君が、いるから

※ビデオ視聴前に、研修講師（指導者）から、どの問いについて取り上げるかを聞きましょう。ワークシートの記入は、話し合いをスムーズに進めるためのメモと考え、お書きください。

1 社会を構成する重要な主体である子ども・若者の人権を尊重しよう。

(1) P2 ① 「ママも頑張るから」（ゆかりの発言）について、あなたはどのように思いますか。

(2) P5 ③ 「ママの思いどおりになんか生きられない」（奏の発言）について考えてみましょう。

(3) P5 ④ 「私、いてもいいんですよね」（奏の発言）について考えてみましょう。

2 子ども・若者が人とのつながりの中で、成長を遂げ自立することについて

(1) P4 ② 武田と欣子の亮平への対応について考えてみましょう。

(2) P7 ⑦ 「自分を助けたかったのかも」（奏の発言）について考えてみましょう。

3 児童虐待等の発生予防として、地域での子育て支援や地域でのかかわりについて

(1) P6 ⑤ 「放っとけないです!」（奏の発言）について考えてみましょう。

(2) P7 ⑥ 児童虐待等の発生を予防する社会に近づくためには、どのような取組が必要か考えてみましょう。

■ ■ ■ ワークシート 2 ■ ■ ■

君が、いるから

※子どもや若者は、社会の希望であり、未来をつくる存在である。その健やかな育ちを支え、一人ひとりの子ども・若者や家庭・地域の幸せにつながる社会について考えてみましょう。

①子どもに関する人権問題についてまとめましょう。下の表の空欄を埋めましょう。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

（出典：厚生労働省）

②地域のつながりが希薄化しています。子育ても地域で支えていくことで子育て世代の育児の負担軽減が期待されます。あなたができる支援を考えて書いてみましょう。

③一人ひとりの子ども・若者や家庭・地域の幸せにつながる社会とはどのようなものでしょうか、本日の研修を踏まえて考えたことを書いてみましょう。

(4) 解説「子ども・若者の人権について」

1 国や県の動向

(1) 子ども・若者育成支援推進法(平成22年4月施行)

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

(2) 子供・若者育成支援推進大綱

(平成28年2月決定)

全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

【基本的な方針】

- ①全ての子供・若者の健やかな育成
 - ②困難を有する子供・若者やその家族の支援
 - ③子供・若者の成長のための社会環境の整備
 - ④子供・若者の成長を支える担い手の養成
 - ⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- (参考:子ども・若者育成支援推進本部)

(3) 児童福祉法等の改正(平成28年6月公布)

趣旨

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図る。

概要

- ①児童福祉法の理念の明確化等
- ②児童虐待の発生予防
- ③児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- ④被虐待児童への自立支援

内容

- ①市区町村の体制強化
 - ・子育て世代包括支援センターの法定化
 - ・市町村における支援拠点の整備など
- ②児童相談所の権限強化等
- ③里親委託等の推進
- ④18歳以上の者に対する支援の継続
 - ・児童自立生活援助事業の対象者の見直し

(4) ひょうご子ども・子育て未来プラン

(兵庫県 平成27年3月策定)

子育て家庭を支える地域社会づくりをはじめとした6つの推進方策を掲げ、仕事と生活が調和し、職場・地域が子どもと子育て家庭を支える社会づくり。

- ①豊かな人間性を育み、安定した生活を築く未来の親づくり
- ②すべての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援による、子育てしやすい環境づくり
- ③仕事と生活が調和し、職場・地域が子どもと子育て家庭を支える社会づくり

(5) 家庭応援と地域づくり推進プログラム2018

(兵庫県 平成30年7月策定)

- ①家族のきずなを深める気運の醸成
 - 家族のつながりの強化やワーク・ライフ・バランスの推進など
- ②子育て家庭を支える地域づくり
 - 多様な交流や居場所づくり、温かい近隣関係の構築など
- ③関係機関の連携と情報活用
 - 学校と地域の連携、企業・NPOと地域の連携や専門機関につなぐ仕組みづくりなど

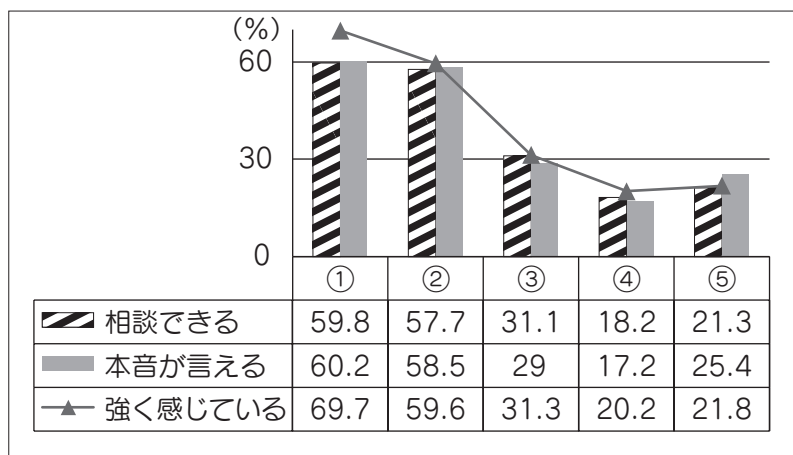


2 子どもや若者等の状況

(1) 若者にとっての人とのつながりに関する意識調査(参考:内閣府 平成29年度版子供・若者白書)

若者がどこを自分の居場所だと感じているのかをみると、①自分の部屋（89.0%）、②家庭（79.9%）、③インターネット空間（62.1%）がそれぞれ比較的高い割合を占めている。自分の居場所であると感じている場の平均は3.7ヶ所で、居場所の数が3つ以上あると回答した者は、全体の約75%を占める。

5つのカテゴリーに示された相手とのつながりの強さをみると、悩みを相談したり、本音を言ったりするなど、①家族・親族と②学校で出会った友人との間につながりの強さを感じている若者の割合が大きい。一方、④地域の人と⑤インターネット上の人との間にはつながりが弱いと感じている。



①家族・親族 ②学校で出会った友人 ③職場・アルバイト関係の人
④地域の人 ⑤インターネット上の人

(2) 児童虐待について

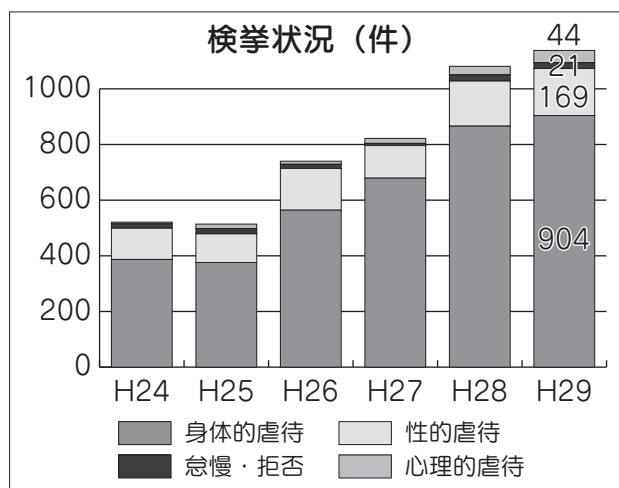
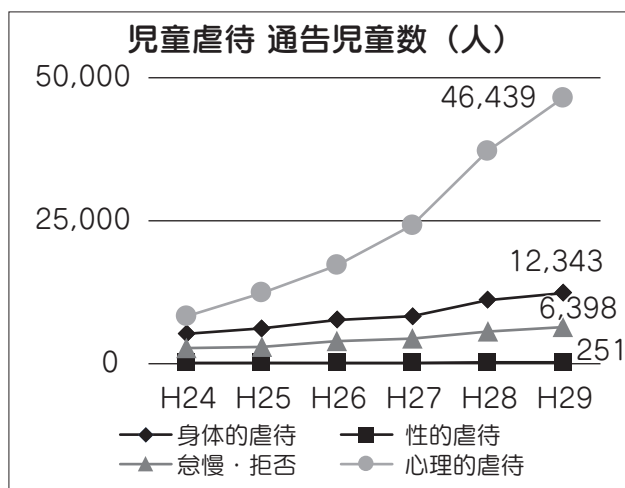
① 児童虐待の定義(参考:厚生労働省 HP)

児童虐待は以下のように4種類に分類される。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

② 児童虐待をめぐる状況について

(参考:警察庁 平成29年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況)



児童虐待は、年々増加し平成29年度が過去最多となっている。態様別通告児童数は、心理的虐待が71.0%、身体的虐待が18.9%、怠慢・拒否が9.8%となっている。一方検挙状況は、身体的虐待が79.4%、性的虐待が14.9%となっている。

③児童虐待防止の推進(オレンジリボン運動)(参考:兵庫県 HP)

こども家庭センター（児童相談所）で受け付けた児童虐待に関する相談件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われるなど痛ましい事件も後を絶たない。

2004年9月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて亡くなる事件をきっかけにオレンジリボン運動が始まった。

国は児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、兵庫県においても、この問題に対する社会全体の関心と理解を深めるため、民間と行政が協力し、さまざまな広報・啓発活動を展開している。

〈平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語〉

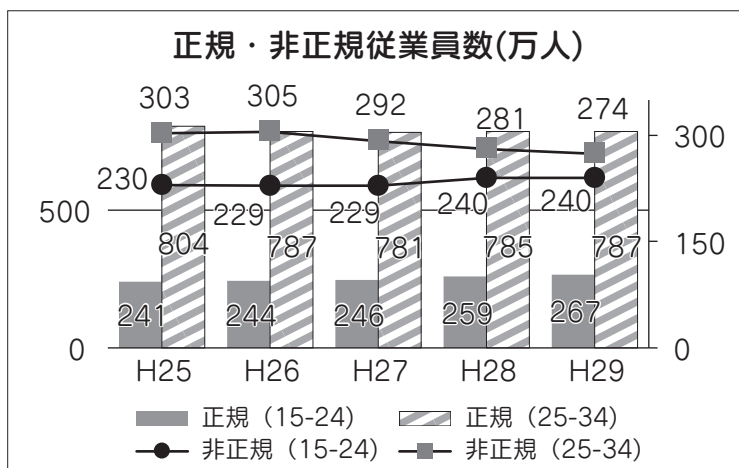
『未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）』

(3)若者の状況について

①若者の就業について(参考:総務省 労働力調査 平成30年8月分)

平成29年の15～34歳の就業状況を見ると、正規従業員数は1054万人、非正規従業員数は514万人である。若者の非正規従業員数は減少傾向にあるものの、依然30%超で推移している。

平成29年の完全失業率は、15～24歳が4.6%、25～34歳が3.7%であり、2.6%である35歳～44歳に比べ、高い水準となっている。



②若年無業者等の支援

(参考:厚生労働省 地域若者サポートステーション)

国では、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、地域若者サポートステーションを設け、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。これは、厚生労働省が全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などに委託して実施しており、「身近に相談できる機関」として、全ての都道府県に必ず設置されている（全国173箇所）。

③ジョブ・カード(参考:厚生労働省 新ジョブ・カード制度について)

若者をはじめとして、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールとしてジョブ・カードがある。これは、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものである。

(4) 民生委員・児童委員について(参考:兵庫県 HP)

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で、常に住民の立場に立って相談や必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

高齢者・障害者、子育て世帯の訪問や見守り、住民からの相談対応をはじめ、行政や社会福祉協議会、学校等と連携・協力した活動、さらには地域の一員として地域の福祉力を高めるための取組なども進めている。

(5) 外国人の状況について

①外国人の雇用について(参考:厚生労働省 「外国人雇用状況」の届出状況)

平成29年10月末現在の外国人労働者数は1,278,670人。前年同期比で194,901人(18.0%)増加し、過去最高を更新している。「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていることや技能実習制度の活用が進んでいること等が背景にあると考えられる。

②外国人児童生徒にかかわる教育指針における基本方針(兵庫県教育委員会)

- 1 外国人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。
- 2 すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていこうとする意欲や態度を身につけさせる。
- 3 共生の心を育成することを目指し、すべての児童生徒に多様な文化を持った人々と共に生きていくための資質や技能を身につけさせる。
- 4 外国人児童生徒にかかわる教育指導の充実に向け、教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立する。

3 児童虐待等に関する相談機関について

■児童虐待防止24時間ホットライン ○児童虐待に関する相談や通報をする場合。 ・児童相談所全国共通ダイヤル お近くの児童相談所につながります。 電話 189 (24時間) ・中央子ども家庭センター 電話 078-921-9119 (24時間) ・全国の児童相談所一覧 QRコードから全国の児童相談所の所在地、電話番号の確認ができます。 	■学校・心の悩み等 ○いじめや不登校などの子どもの悩みなどの相談 ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン 電話 0120-0-78310 ○子どもの不登校・ひきこもり等についての相談 ・ほっとらいん相談 (青少年のための総合相談・ひきこもり専門相談) 電話 078-977-7555 (木・日を除く毎日 10:00~12:00、13:00~16:00) ・子どもの人権110番(法務省) 電話 0120-007-110 (平日8:30~17:15)
■配偶者等からの暴力等 配偶者等からの暴力などの悩みなど ・兵庫県女性家庭センター (兵庫県配偶者暴力相談支援センター) 電話 078-732-7700 (毎日9:00~21:00) ・兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談 電話 078-371-7830 (毎日24時間)	・兵庫県立男女共同参画センター・イーブン (女性のためのなやみ相談) 電話 078-360-8551 (月~土9:30~12:00、13:00~16:30) ・その他の相談機関 市町DV相談窓口、県健康福祉事務所、各警察署等でも相談できます。



平成 30 年 12 月 発行

兵庫県健康福祉部社会福祉局人権推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL(078)362-9135 FAX(078)362-4266

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号
TEL(078)242-5355 FAX(078)242-5360
URL <http://www.hyogo-jinken.or.jp>

複写＜転載＞について

人権啓発ビデオ活用ガイド及びパッケージ、チラシについて、複写＜転載＞される場合は、当協会に申請が必要となります。詳しくは当協会 HP (<http://www.hyogo-jinken.or.jp>) をご覧になるか、当協会までお問い合わせください。

